



島根県報

平成20年11月25日（火）

第2,038号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可（2件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	3

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	3
---------------	-------------	---

告 示

島根県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成20年11月17日付けで認可した。

平成20年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第922号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市八雲町土地改良区の定款変更を平成20年11月17日付けで認可した。

平成20年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第923号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字家ノ前1018-2、字ハサ田1020、字早田1020-1、字長通シ1021、1021-1、字浅平屋敷1062、字向ハサ田1063、1063-1、1063-乙、字向早稲田上1064、字下柳久保1066、1066-1、字榎原2756-2、2757

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第924号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 保安林の所在場所

出雲市佐田町高津屋字中朝日340続1、字七人塚350続4

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

出雲市佐田町高津屋字横畑上ミ301続2、字大栗谷上へ480

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第925号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年11月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
美郷町	平成15年度～20年度	11枚	1冊	信喜④	平成20年11月17日
美郷町	平成16年度～20年度	31枚	1冊	信喜⑤	平成20年11月17日
吉賀町	平成17年度～20年度	66枚	1冊	福川1	平成20年11月17日

公**告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月25日

1 開発区域

益田市乙吉町イ1160番9、イ1160番16

益田市乙吉町イ1160番1、イ1160番4、イ1160番5、イ1160番6、イ1121番の一部

益田市下本郷町913番1、913番2の一部

面積 5,888.61平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市下本郷町219番地2

株式会社三洋不動産

代表取締役 宮地正浩